

質問・回答

番号	質問内容	回答
1	当物件を購入後に、代表者が同じ関連会社に名義を移すのは問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	今回の入札に関しましては指定用途（厚木市企業等の立地促進に関する条例で定める戦略産業）に供するものとしております。落札者が自ら又は請負人をして指定用途に供する建物を建築し、戦略産業実施者（関連会社）に土地と建物を併せて譲渡する場合は所有権移転可能です。また、その際は契約内容を継承していただく必要があります。各契約条件につきましては、案内書 6 ページ以降を御参照ください。